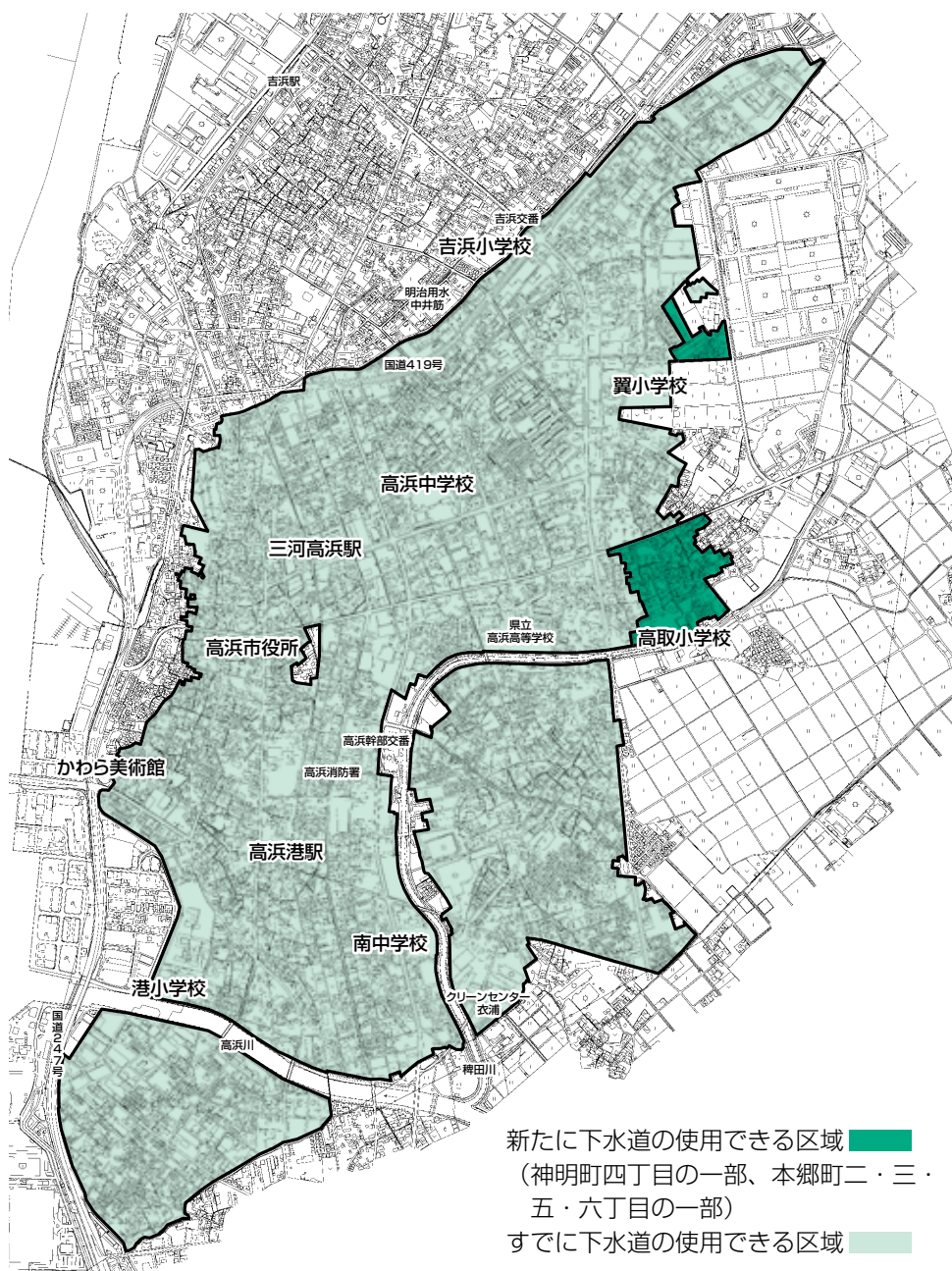


下水道が使える区域が広がります

下水道は汚れた水を集めてきれいな水によみがえらせ、私たちの快適な生活を支える重要な施設です。

使用できる区域（左図参照）は、下水道への接続が義務付けられています。くみ取り式便所の方は3年以内に、それ以外の方は速やかな接続をお願いします。



新たに下水道の使用できる区域 ■■■
 （神明町四丁目の一部、本郷町二・三・五・六丁目の一部）
 すでに下水道の使用できる区域 ■■■

問合せ先
 圃上下水道グループ
 ☎52-1111
 （内線291・292・283）

排水設備改造資金の融資あっせん

下水道の使用にはトイレなど屋内の排水設備の改造が必要です。工事費が一度に皆さんの負担とならないよう、市では金融機関から無利子で改造資金の融資が受けられる制度を設けています。

- 融資金額** 公共下水道に接続するトイレが
 1か所…60万円まで、2か所…80万円まで、3か所以上…100万円まで
- 返済方法** 金融機関から融資を受けた月の翌月から元金均等の方法で毎月支払い
 ※元金の返済期間は60か月以内 ※無利子（利子分は市が負担）
- 対象** 下水道が使用できることとなった日から3年以内に排水設備工事（新築は除く）を行う方で、次の条件をすべて満たしている方
 ①市税、水道料金および受益者負担金を滞納していないこと
 ②返済能力を有すること（金融機関の審査あり）
 ③連帯保証人が1人いること
- 取扱金融機関** 岡崎信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、愛知県中央信用組合、あいち中央農業協同組合の市内に所在する各支店
- 申込方法** 排水設備工事の契約時に指定工事店に融資あっせんを希望する旨を伝え、申請書と同時に書類を提出

接続工事（排水設備工事）の申込み

下水道への接続工事は指定工事店しかできません。見積もりや施工の相談は「高浜市排水設備工事指定工事店」に依頼してください。

工事店が見積もりや市への申請手続きなどを行います。

※指定工事店は圃上下水道グループまたは、市公式ホームページで確認できます。